

## 用語の解説

(総務省統計局「令和2年国勢調査 用語の解説」から抜粋)

### 通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「通勤者」としていません。

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所を言い、以下の区分などで表章しています。

項目名		内容
常住地による人口(夜間人口)	(a)	当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(f)+(k)
従業も通学もしていない	(b)	常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自市区町村で従業・通学	(c)	常住者のうち、従業地が「自宅」または従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者 (c)=(d)+(e)
自宅で従業	(d)	常住者のうち、従業地が「自宅」の者
自宅外の自市区町村で従業・通学	(e)	常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者
他市区町村で従業・通学	(f)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の者 (f)=(g)+(h)+(i)+(j)
自市内他区で従業・通学	(g)	21 大都市の常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内の他区の者
県内他市町村で従業・通学	(h)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
他県で従業・通学	(i)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者
従業・通学市区町村「不詳・外国」	(j)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者
従業地・通学地「不詳」	(k)	常住者のうち、従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む）
(再掲) 流出人口	(l)	当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者 都道府県 (l)=(i) 市町村 (l)=(h)+(i) 区 (l)=(g)+(h)+(i)

従業地・通学地による人口（昼間人口）	(m)	「常住地による人口」から「流出口」を除き、「流入人口」を加えたもの 全国、区 (m)=(b)+(c)+(j)+(k)+(o)+(p)+(q) 都道府県 (m)=(b)+(c)+(g)+(h)+(j)+(k)+(q) 市町村 (m)=(b)+(c)+(g)+(j)+(k)+(p)+(q)
うち他市区町村に常住	(n)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の者 (n)=(o)+(p)+(q)
自市内他区に常住	(o)	21 大都市の通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ市内の他区の者
県内他市町村に常住	(p)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の者
他県に常住	(q)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の者
うち従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で当地に常住している者	(r)	従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む）又は従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者のうち、当地に常住している者
（再掲）流入人口	(s)	当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している者 都道府県 (s)=(q) 市町村 (s)=(p)+(q) 区 (s)=(o)+(p)+(q)
昼夜間人口比率	(t)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 (m)/(a)×100

《注意点》

- ① ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- ② 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。
- ③ この従業地・通学地については、昭和 30 年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていません。また、昭和 35 年以降の調査は従業地・通学地とも調査していますが、35 年及び 40 年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。
- ④ 昼間人口は昭和 35 年調査から算出していますが、35 年及び 40 年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15 歳以上の者に限っており、この点が 45 年調査以降と異なります。また、昭和 55 年調査から平成 17 年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていましたが、22 年、27 年及び令和 2 年調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としています。

## 大規模調査時（10年ごと）のみの調査項目に関する用語

### 利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分しています。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、徒歩以外に2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。

区分とその内容は次のとおりです。

区分	内容
徒歩のみ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合 従業員の送迎用に会社が借り上げたバスを利用している場合も含まれます。
自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合 勤め先の乗用車を利用している場合も含まれます。
ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合 勤め先が雇い上げたハイヤー・タクシーを利用している場合も含まれます。
オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
自転車	自転車を利用している場合
その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合